長与町基本構想に関する調査特別委員会設置についての決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年9月15日

提出者 議会運営委員会 委員長 岩永 政則

長与町基本構想に関する調査特別委員会設置についての決議

本議会に次のとおり特別委員会を設置するものとする。

- 1. 名 称 長与町基本構想に関する調査特別委員会
- 2. 目 的 長与町基本構想に関する調査
- 3. 委員定数 15人
- 4. 期 間 本調査が終了するまでとし、閉会中もなお継続して行うことができる。

令和2年9月15日

長 与 町 議 会

長与町基本構想に関する調査特別委員会(15人)

八 木 亮 三 松林 敏 西田 健 浦 Ш 圭 一 中村 美 穂 安 部 都 内 村 博 法 安 藤 克 彦 恵 金 子 岩 理 志 龍 二 永 政 則 堤 河 野 吉 岡 竹 中 西岡 克 之 悟 清彦

◎委員長 ○副委員長